

|             |           |
|-------------|-----------|
| 泊発電所3号炉審査資料 |           |
| 資料番号        | 資料10-3    |
| 提出年月日       | 令和5年2月14日 |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第31条 監視設備

| No | 資料名称  | 該当ページ       | 適正化内容   | 備考 |
|----|---|-------------|---|----|
| 1  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第31条 監視設備（DB31 r.7.0） | p31条-10     | 以下の誤記を修正した。（下線部参照）<br>（旧）原子炉施設<br>（新） <u>発電用原子炉施設</u>   |    |
| 2  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第31条 監視設備（DB31 r.7.0） | P31条-14     | 以下の内容を追加した。（下線部参照）<br><br>また、放射性物質の放出経路についてはサンプリングできるようにしてプラントのすべての状態においてモニタリングできる設計とする。<br><u>(a) 排気筒</u><br><u>(b) 復水器排気ライン</u><br><u>(c) 廃棄物処理設備排水ライン等の排水放出ライン</u>   |    |
| 3  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第31条 監視設備（DB31 r.7.0） | P31条-15     | 下記の記載を削除した（下線部分）<br>（旧）（1）放射線業務従事者等の放射線管理<br>放射線業務従事者等及び物品の搬出入に対して、出入管理、汚染管理及び各個人の被ばく管理ができるようにする。<br><u>また、物品の搬出に対しても線量率管理及び汚染管理ができる設計とする。</u><br>（新）（1）放射線業務従事者等の放射線管理<br>放射線業務従事者等及び物品の搬出入に対して、出入管理、汚染管理及び各個人の被ばく管理ができるようにする。 |    |
| 4  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第31条 監視設備（DB31 r.7.0） | P31条-16     | 下記の記載を削除した（下線部分）<br>（旧）また、 <u>少なくとも</u> 原子炉格納容器内雰囲気、燃料取扱場所、発電用原子炉施設<br>（新）また、原子炉格納容器内雰囲気、燃料取扱場所、発電用原子炉施設  |    |
| 5  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第31条 監視設備（DB31 r.7.0） | P31条-16, 19 | 下記の記載を修正した（下線部分）<br>（旧）必要な情報を中央制御室で監視又は適当な場所に表示できる設計<br>（新）必要な情報を中央制御室で監視又は <u>適切な</u> 場所に表示できる設計   |    |
| 6  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第31条 監視設備（DB31 r.7.0） | P31条-23     | 下記の記載を修正した（下線部分）<br>（旧）（1）モニタリングポスト及びモニタリングステーションの <u>電源の多様化</u><br>（新）（1）モニタリングポスト及びモニタリングステーションの <u>電源</u>  |    |
| 7  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第31条 監視設備（DB31 r.7.0） | P31条-23     | 以下のとおり第2.1-2(1)表に注釈を追加した。<br><br>※無停電電源装置のバックアップ時間について、非常用交流電源設備が所内電源喪失後に自動起動し、約10秒後で電源供給開始されるまでの間、無停電電源装置を経由してモニタリングポスト等に給電するためバックアップ時間を約7分としている。非常用交流電源設備からの電源供給不可時はモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機から約24時間電源供給が可能である。        |    |
| 8  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第31条 監視設備（DB31 r.7.0） | p31条-29～38  | 60条と同様の「設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーションの無停電電源装置及び非常用発電機の位置付けについて」の資料を追加した。  |    |